

公益財団法人徳間記念アニメーション文化財団年報 2021－2022 別冊

令和元年度 アニメーション文化調査研究活動助成制度
研究成果発表

公益財団法人徳間記念アニメーション文化財団年報 2021-2022 別冊
令和元年度 アニメーション文化調査研究活動助成制度 研究成果発表

目次

研究者募集から本誌発行までの経緯
載録にあたって

選考委員による講評

- ① 「イギリスアニメーション振興」に関する知見拡大の端緒 氷川 竜介
- ② 「イギリスにおけるアニメーション映画と映画政策の関係史研究」を拝読して 叶 精二
- ③ 端的にまとめられているが、具体的事例等の言及が不足 三好 寛
- ④ 自ら設定した主題を本格的に扱えていない歯がゆさ イラン・グエン
- ⑤ 英国アニメーション研究のための指針としての概説 西岡 純一

研究論文載録..... 1

イギリスにおけるアニメーション映画と映画政策の関係史研究

照井 敬生

研究者募集から本誌発行までの経緯

公益財団法人徳間記念アニメーション文化財団は、令和元年度の「アニメーション文化に関する活動の奨励」事業において、アニメーション文化活動奨励助成制度として以下の要領で助成対象となる研究者を募集した。

1) 趣旨

公益財団法人徳間記念アニメーション文化財団は、アニメーション文化の理解及び発展のために、国内外におけるアニメーション文化に関する調査研究活動に対し、助成を行なう

2) 対象とする研究の領域

- ・アニメーションの理論・歴史に関する研究
- ・アニメーション制作方法およびその技術に関する研究
- ・その他、アニメーションに関し、上記の趣旨に寄与する研究

3) 調査研究計画及び助成額

調査研究計画は令和3年3月31日までに調査研究が完了し、成果を取りまとめられるものとする。助成額は1調査研究あたり50万円以内とし、令和2年3月31日までに支払うものとする

4) 募集の対象者

次の条件の何れかを満たす者

- ・大学院修士または博士課程に在籍する者及び調査研究期間中に進学を予定する者
- ・大学、研究機関、教育機関等において調査研究活動に従事する者
- ・博物館及び図書館で調査研究活動に従事する学芸員・図書館司書等の職員
- ・その他、当該調査研究活動に従事できると当財団が認める者

5) その他の条件

- ・調査研究計画は申請者が主体となって行なう調査研究とする。申請者は個人またはグループに限る
- ・他の調査研究助成制度から既に助成を受けているか、受けることが決定している調査研究は対象外とする
- ・申請者の国籍、在籍地は問わないが、申請及び調査研究発表は日本語に限る
- ・調査研究成果は完全なオリジナルであること、及び調査研究内容に含まれる第三者の著作物に関しては適法に著作権等の処理がなされていることとする

6) 申請の方法

当財団の指定する助成申請書に必要事項を記入し、調査研究計画書（書式自由）とともに提出する

- ・個人（又はグループ）が応募できる調査研究計画はひとり（又は1グループ）あたり一件に限る
- ・申請の際の申請書、調査研究計画書、添付された資料等は返却しない

7) 研究成果の提出

当助成が決定した場合、当財団と研究成果の提出に関する覚書を締結し、令和3年3月31日までに研究成果を文書にして提出する。研究成果は当財団が行なう普及啓発活動において出版物（Web等を含む）に、財団が自由に使用できることを条件とする

8) 募集期間及びスケジュール

応募開始	2019年11月
応募締め切り	2020年1月31日
選考委員会議および助成対象者の決定	2020年3月上旬
助成金の交付	2020年3月31日
中間レポートの提出	2020年9月30日
研究成果の提出	2021年3月31日

9) 選考方法

学識経験者及び当財団理事、学芸員で構成する選考委員により、審査選考を行なう

（選考委員予定者）

氷川 竜介	（明治大学大学院特任教授）
叶 精二	（映像研究家）
三好 寛	（特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構）
イラン・グエン	（東京藝術大学特任准教授）
西岡 純一	（徳間記念アニメーション文化財団 評議員）

選考委員による審査の結果、以下の研究に助成を行なった。

・照井敬生

「イギリスにおけるアニメーション産業史の再検討－政策支援とエコシステムに着目して－」

※当初 2021 年 3 月末までに提出予定であったが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により予定していた調査研究が困難であると判断し、提出期限を 2022 年 3 月末まで延長することとした。

研究者は、2022 年 3 月提出期限までに研究論文を提出した。

本誌は研究成果の発表の場として、提出された論文を選考委員の講評とともに載録するものである。

載録にあたって

本誌では、研究成果の提出順に、下記のような処置を施した上で提出された文章のまま載録した。

- ・各論文の表紙にあたる頁を研究タイトルと研究者名のみを記したものに改めた。
- ・明らかな誤字脱字は訂正した。
- ・作品名や登場人物名などは、劇場用パンフレット等の出版物にある一般的な表記に従った。
- ・本論頁、資料頁において、本誌の版型に適正に収まるよう、サイズを変更した。

選考委員による講評①

「イギリスアニメーション振興」に関する知見拡大の端緒

氷川竜介

(明治大学大学院特任教授 / 特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構副理事長)

英国アニメーションについては散発的な情報しか知らない。ましてや政府からの映画振興策との関係は自分からはまず調べないテーマであるため、非常に興味深いテーマだと考える。支援した分の成果はあるのではないだろうか。特にアーカイブの確立に関する情報は、今後の研究者にとって大きな糸口となるだろう。

そうしたポジティブな成果があるという前提で、100年規模の壮大な調査としているためか、いくつか自明性のある大前提を仕分けていない点が気になった。

- ・BBC 以後の支援はテレビ産業の振興、戦後ベビーブーマーへの教育的側面から、アニメーションへの注目は当然でもある。テレビ時代以前（映画中心時代）とは、土台がはるかに異なり、同じ流れで論じることは難しいのではないか。

- ・たとえば Channel 4 は放送時代以前に、何らかの母体を有しているかいないか。つまり継続性があるのか無いのか。

- ・ディズニーが長篇アニメーション映画を成功させた時点以前は短篇アニメーションしか存在せず、芸術性も低いとされてきたので、支援対象でない（映画扱いされていない）のも社会常識上、あまりに当然ではないのか。

- ・作家的な経脈、スタジオの流れなど、もし日本の東映動画に相当するような「幹」があるなら、そこの関連性を浮き彫りにすべきではないか。ないしは逆に傍流となった（商業的自立性に乏しい）作品群を漏らさず調査し、支援対象、非対象と仕分け、時代相（たとえば5年か10年単位）で区切ることで、英国における支援基準の基準と、その変容、推移が多少はつかめたのではないか。

- ・文化庁の支援事業に審査委員として数年携わったことがある。そのときは、たとえば個人作家への支援が至難であるため（振り込みなどの事情らしい）、企業としての体裁が必要とされていた。外部から調査するのは至難であるが、支援対象の分類、整理をすることである程度、こうした傾向（支援の必要性和支援の結果）も浮き彫りになるのではないか。

あえて他に気になる点としては、日本の支援、振興策への提言が最後のほうにあるにも関わらず、あまりに「当たり前」であった。「英国支援の独自性」がいかなるもので、どう日本の「やっていないこと」として参考になるものが、うまく読みとれなかった（こちらの読解不足かもしれない）。日本では商業アニメーションが自律的に量産を継続している。その範疇に収まらない教育的、文

化的アニメーションも、それなりに充実しているはずだ。特に個人制作が可能となった近年では、YouTube 上でアニメーションも発信可能となっている。

それでもなお英国の故事、ないし英国独自の精神性に学ぶべきところは、どこなのだろうか。これは気になる点というより、要望に近いことである。

全体的に「よく知らない国のこと」であり、自分の興味関心の範囲にリーチする情報が乏しかったのは、研究者としてお恥ずかしい次第だ。

たとえば 100 年余前、日本のアニメーション作家が刺激を受けたのは「英国アニメーション」だとされていたりする。であればその作品群との関係性はあるのかないのか。あるいは独自の支援対象の作品中「これは日本では作れない」「もっとこういう作品を作るべきだ」という発見はなかったのか。

今後の研究の深化を通じ、より情報分類、整理の精度や、時代の区切り、作風などの変遷など、そこから読みとれる知見の増大に期待したい。

以上

選考委員による講評②

「イギリスにおけるアニメーション映画と映画政策の関係史研究」を拝読して

叶精二
(映像研究家)

本稿を拝読して、主に以下4点新たな知見を得られた。

- ①1927年に成立した映画法は実写長編中心に適用され、短編中心だったアニメーションを排除した。
- ②郵政局映画ユニットと児童映画基金は教育的・文化的側面を重視して支援した。
- ③1980年代以降のBBC Channel 4の支援はある程度成功した。
- ④英国映画協会はアーカイブと普及・保全に尽力した。

ただし、これらは事象の総括的俯瞰であり、個別事例（作品・スタッフ・スタジオ等々）の論拠がよく分からないので具体的理解に繋がらなかった。前提として、アニメーション制作は、一般に実写よりも資金と人材と時間を要するため、先んじて支援対象を検討されねばならない。にも拘らず、芸術的価値が認められて来なかった経緯には、ジャンルとしての差別的待遇の問題もあったのではないか。

「3. イギリスアニメーション映画史概説（本文中では『第三節』と表記）」は、上記論旨の基礎・前提を成す重要なパートであると思われるが、年表も作品リストもないので概観しようがない。英国映画協会の公開リストはタイトルのみで、監督名や制作経緯などの詳細が不明なので、それのみ表示しても歴史を説いたことにはならない。一方で、日本でごく一般的に知られている短編・長編作品にも作家・監督にも何も触れられておらず、余りに不可解である。本文で記されている「先行研究および公文書」内の概括としても、事例が少な過ぎるのではないか。

本文で「英国映画協会は自身のウェブサイトでもイギリスアニメーション映画を取り上げた特集記事や映像アーカイブの中でアニメーションに特化した目録を作成」とあるが、その内容を知りたかった。短編・長編の区分、技術と技法の区分は公的支援の必要性や重要度を測る上でも欠かせない視点の筈だ。英国映画協会（BFI）は以下のような概略を端的に明示しているが、ここに記された各作品の支援実態について知りたかった。

A History of British Animation

<https://www.bfi.org.uk/bfi-distribution/bfi-international-distribution/touring-programmes/history-british-animation>

事前の会議で個人的に提案させて頂いた「長編作品の公的支援の有無」についても、具体的な言及が何もなく残念だ。大規模予算を前提とする長編こそ、支援事業の在り方が問われるからだ。現在稼働している具体的なスタジオとその制作作品について、これらの公的支援はどのように機能しているのかについて具体的に記して欲しかった。その為には、過去の公文書閲覧だけでなく昨今の制作環境やその事情についての取材や調査が個別に不可欠であるが、そうした実践が論旨に血肉を与えるのではないか。

「5. 結論」に「イギリスアニメーションに対する支援は限定的で、むしろ英米の合同製作を促進することで国産アニメーションや自国のアニメーターに対する発表の場を奪いつつある」とあるが、どういう根拠で断言に至ったのか分からない。第一に、国内の公的支援と作品数や評価は単純に正比例するとは思えない。第二に、一概に「英米合同」ばかりを「促進」したとは言えないのではないか。近年の合作傾向は英米のみでなく、むしろ欧州全域に広がっており、そのことで長編制作の可能性も拡大している。

たとえば、映画『エセルとアーネスト』（2016年）を制作したループス・フィルムは、資金難を突破するためルクセンブルクと合作している。イギリスを代表するアードマンは当初『ウォレスとグルミット』シリーズをBBCで制作したが、長編映画『チキンラン』（2000年）制作を機に米のドリームワークスと提携した。しかし、2007年には提携を解除し、以降はソニー（コロビアピクチャーズ）、Netflixなど作品毎に製作体制を変えている。長編映画『ひつじのショーン〜バック・トゥ・ザ・ホーム〜』（2015年）『アーリーマン 〜ダグと仲間のキックオフ!〜』（2018年）『ひつじのショーン UFO フィーバー!』（2019年）は、フランスのスタジオカナルとの合作であった。

加えて、動画サイトの携帯端末視聴の爆発的普及により、個人制作の短編であれば発表の場は公的支援と無関係に拡大している。

具体的調査・考察の上、過去から現在に至るまで、支援と制作の「実態」は一体どうであったのか、今後どうなる可能性があるのか——等々の展望を示して欲しかった。

選考委員による講評③

端的にまとめられているが、具体的事例等の言及が不足

三好寛

(特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構事務局長)

本調査研究は、コロナ禍による行動制限の影響で長期化を余儀なくされていた。こうして成果がまとまったことをまずは喜びたい。評者は、イギリスのアニメーションについてはあまり知らず、その歴史はもちろん、政府の支援状況について本報告書で初めて知るところが多かった。翻って日本の状況は、と想起させられることも少なくない。英国映画協会のアーカイブにも通じる活動には、評者の今後の活動に役立つヒントもあった。研究者自身も「本稿では詳細な事例研究に先立った概説的な記述と議論を優先する」と述べている通り、本報告書は基礎的情報を集約した「概説」であり、長い歴史が端的にまとめられた成果といえる。

しかしながら、もう少し具体的事例等への言及もあったほうが良いと考えた。読みながら、「なぜ？」

「その効果や影響は？」と思うことがしばしばあったからだ。例えば第二節で「イーディー税の収益の一部は児童映画基金の支援にも用いられ、これがイギリスのアニメーション文化の発展において特に重要な役割を果たした」とある。これについて、なぜ収益の一部が児童映画基金の支援にも用いられたのかは、語られない。また、「児童映画基金」による「児童の調査とそれに基づく制作指導は、アニメーション制作にも着実に影響を及ぼしていた」と記されても、具体的な「影響」が何であるかには触れていない。あるいは第五節で「イギリスアニメーションに対する支援は限定的」「英米の合同製作を促進することで国産アニメーションや自国のアニメーターに対する発表の場を奪いつつある」と重要な問題を記しても、それがどう「限定的」で、「奪いつつある」のかは不明である。「今後の研究および政策立案の材料を提示」が優先されたためかもしれないが、「きっかけ」や「結果」に終始し、まるで教科書を読んでいる印象だ。これらに多少でも具体的記述が加われば、さらに説得力が増したのではないか。

また第五節で、「教育的・文化的価値に力点を置いた政策への転換」を望ましい政府支援の在り方と提示していたことには異論はない。とはいえそれは「誰もが思う当たり前のこと」でもある。問われているのは、その「転換」ができていない要因をつきとめ、「経済成長の原動力として捉える政策」といかにバランスを取るか、そのための具体的方策は何か、ではないだろうか。

なお、資料として記載の「英国映画協会一般無料公開イギリスアニメーション一覧」と「英国映画協会刊行の初期アニメーションカタログ」も、作品名と公開年のみではなく、監督名や制作スタジオ名なども記載してほしいところだ。

膨大な資料の読み解きやまとめに敬意を表しつつも、目的として掲げた「映画政策を含んだ文化政策の歴史研究全般に対して新たな知見を提示」には、まだこれからといえる。

今後のさらなる探求を期待したい。

自ら設定した主題を本格的に扱えていない歯がゆさ

イラン・グエン Ilan NGUYEN
(アニメーション史研究)

1. 研究計画の実施過程とその成果について

今回の調査研究は、英国におけるアニメーション制作の歴史を題材にした意義ある問題提起から発足した計画であっただけに、実行し出した頃から世界的規模のコロナ禍により計画が全面的に狂わされたことが実に残念である。それでも、異常な状況下で先が見えない中、できる範囲で計画を実施しようという努力の積み重ねは評価したい。

また、提出された報告は全体的に文章のまとまりがよく、簡潔な構成と（数少ない例外を除けば¹）慎重な言葉選びに基づいており、その内容と文面を整える努力も認めるべき点の一つである。

しかしながら、報告内容の面でも、その執筆の仕方に関しても、残念なことにこの類の文書には必要不可欠な条件をいくつも満たしていない結果になっているのも事実である。以下はその何点かの例を挙げる。

2. 成果物としての研究報告の問題点について

端的に言えば本報告の大きな問題点は複数の異なった側面に見られるが、主に下記の通り挙げられる。

・自ら設定した主題（映画支援政策の英国アニメーション映画への影響）を本格的に扱えていない点

構成上、本題に入る前提に、導入部として英国における映画全般に対する支援政策やアニメーション制作の歴史に関する記述の必要性が確かにはあったはずだが、それらの断片的な記述では概略としても不明点が残っただけでなく、本題が文中で占める割合が本文の僅かの 25%にも満たず、その内容の面でも本格的に意味を持つ中身が極めて限られており、非常に残念である。

・報告内容が全体的に具体性に欠けており、実施された調査の実態がまったく見えない点

文中の記述の殆どすべてに関して、その指摘を伝えるための（例えば作品名や作家名等の）付則情報が挙げられないまま提示され、文書全体が極めて具体性に欠けた仕上がりになっている。

¹ 例えば「テレビ上映」のような組み合わせの違和感や、「アニメ」という略語が出る度に意味の問題を孕む使い方が目立つ。

作品の実例や、詳細に踏み入った記述のこの欠如は、文章のまとまりから考える限り、偶然の結果とは思えず、むしろ意図的な姿勢と考えざるを得ない。

また、第三節で引用される二つの作品リストのように、具体的な作品題名がようやく出てきたと思いきや、「オンライン公開カタログ」と「初期アニメーションカタログ」であり、どれも論旨の重点との関係が不明で、それらのリストを挙げる意味も謎のままである。²

第二、第三節ともに、基礎情報の共有の意味こそあれど、実施されたはずの調査とは別の中味であり、また第四節の冒頭 (p.10) につい明かされる「映画法の立案者がイギリス映画の定義として長編映画を条件にしていた」という重要な事実も、劇的な発見として紹介されながら、そして長期にわたる調査を要した発見ではなく、割とすぐに確認できる類の情報で、そこでも本題に関する調査作業が見えてこない。

・参考文献の不透明な扱い方に伴う点

文末の参考文献のリストに至っては、文中には個々の詳細の出典情報や引用がまったくなく、従って本文中の記述も一貫して確認できない形になっていることも残念な次元を越えて、理解し難くすらある。この点も、報告の文章力から考える限り不注意による失敗とは思えず、やはり敢えて取られた選択の結果にしか見えない。そして、仮にもそうならば、研究報告として大いに問題であると言わざるを得ない。

時代設定の焦点と展開の仕方など、他にも色々細かい指摘があるが、上記の数点に留めることにする。

3. 文化政策を分析する展望と今後への期待について

上記の指摘の通り、報告の内容を敢えて概論に留め、調査の詳細に踏み入らない、具体性も極端に乏しく、確認のしようもない中味に限定した執筆の仕方が意図的なぼかし方に見え、その理由も想像に易しいが、本研究支援事業の観点から判断する限り、極めて残念な結果と言わざるを得ない。

それでも、最後に、今後博士課程の一環で続けられる執筆に対し敢えて期待を述べるとするならば、特定の国における映画支援事業の歴史を文化政策の取り組みとして捉えるならば、その調査では可能な限り（資料が残っている限り）可視化すべき事柄には、少なくとも下記の数側面が含まれるはずである。

・支援政策の「対象」（支援を得られなかった企画を含めて、それでも実現した映画も頓挫した企画も、応募されたすべての映画企画を網羅し、その時点で把握できる限りの全体像）とその年々の動向

² 情報提供の仕方として、選定基準も不明でそれぞれの総体としての意味が見えず、情報も極めて断片的で、後者のリストに至っては、歴史上その時代に制作された作品の総数、或いは現存する作品の総数に対して、どの程度を占めているのかも不明で、単なる題名の羅列に終始する。

・支援政策の「基準」(支援可否の判断過程や条件、環境、関係者の関与の仕方など)

現代では多くの場合、業界人等による「選考委員会」という形式で決断が下されるが、そうした委員会の構成員、その資格や任命の過程・任期など、募集要項での規定や条件、応募できるカテゴリーなど。

・支援政策の「結果」(支援を得られた映画たちが示す傾向、それらの共通の特徴など)

映画支援政策という類の事業には、映画という表現の分類の仕方が必ず前提にあり、制作される映画全般にも、また映画業界における映画の捉え方にも強い影響を及ぼすことが事実である。即ち、映画支援事業の存在とそのあり方の変化により、その国の映画の在り方までも、ある程度まで形成する効果が、事業関係者の主張の有無にかかわらず、ある価値観として表れる結果になり兼ねない。

以上の指摘をもって、本研究計画の次の段階におけるより誠実な結果発表と、今後の活躍への期待を示したい。

英国アニメーション研究のための指針としての概説

西岡純一

(徳間記念アニメーション文化財団 評議員)

本論文は、コロナ禍で外出制限が敷かれ、自由な研究活動ができなかった時期にまとめられたものであり、当初予定していた研究活動が思うように実現できなかったことは想像に難くない。ただ、自身のイントロダクションにあるように、「今後の研究および政策立案の材料を提示するためにも本稿では詳細な事例研究に先立って概説的な記述と議論を優先」を目的としたものとしては簡潔にまとめられたものとして十分に評価に値すると考える。事実、英国のアニメーション事情に甚だ疎かった自分でも、トーキーが始まってアニメーションが各国で作られるようになってからの、現在に至るまでのおおまかな歴史と、ライブアクションでは数多くの名作を世に出しているのに、英国ではアニメーションがそれほど盛んではなかったことなどに、国家の政策が大いに関与していることがなんとなく理解できたように思う。(近年では、各国の国内製作ということは、市場と経済的な理由により、国家の枠を超えた汎ヨーロッパ的な製作が主流となっており、英国もその重要な一翼を担っているが)

ただ、2年の時間をかけた研究としては、論述された内容は概説とはいえ具体性が欠け過ぎている印象は否めず、例えば「映画政策の支援」や「1927年映画法」の内容など、具体的な記述がないので、なかなか理解が深まらない。加えて、作品のタイトル以外の言葉を日本語化してあるので、例えば「映画法」「英国映画協会」「児童映画基金」などを追加で調べようにも、原語を改めて調べる必要があり、後続の研究指針としては、甚だ不便なものに留まってしまっていることは残念である。

全体的な印象では、本論文は図書館の文献調査のみで書かれたものであると思われ、関係者のインタビューや、文献に収められていない一次資料の発掘などでの肉付けがあれば、さらに興味深い論文になったに違いない。もちろん、活動が大幅に制約された環境下では、それは実現不可能であったことも承知しているのだが。来年、照井氏が大学に提出予定の博士論文では詳細な議論が実現していることを期待する。

イギリスにおけるアニメーション映画と映画政策の 関係史研究

キングス・カレッジ・ロンドン博士後期課程
照井敬生

1. イントロダクション

本稿の目的は、イギリスにおける映画全般を対象とした公的支援（**映画政策**）とイギリスアニメーションの歴史をそれぞれ概観した上で、イギリスの映画政策が自国のアニメーション映画に対していかなる影響を及ぼしたのか検討することである。製作・配給・上映の全部門にまたがる多様な映画政策の中でいかなるものがアニメーション産業に対して望ましい影響を及ぼし、逆にどのような政策がアニメーション産業への支援を提供できなかったのかを比較検討する。これによって、本稿は日本語のみならず英語圏においても十分な議論が進んでいない、イギリスの映画政策とアニメーションの概説を提示するとともに、映画政策を含んだ文化政策の歴史研究全般に対して新たな知見を提示することを目指す。

なお、本研究は徳間記念アニメーション文化財団による助成に基づく研究成果である。当初の計画においては、イギリスアニメーション政策の特定事例（英国映画協会 British Film Institute）に着目し、その特定の期間におけるアニメーション政策の成果を論じることを企図していた。しかし、後述するように、英国映画協会のアニメーション映画に対する支援とその限界は、むしろ他の映画政策との比較によってこそ明示的に評価ができると考えられたため研究の方向性を修正するに至った。加えて、先行研究においても映画政策とアニメーションの歴史を包括的に論じたものが極めて限られていることから、今後の研究および政策立案の材料を提示するためにも本稿では詳細な事例研究に先立った概説的な記述と議論を優先することとした。

本稿の構成は以下のようになっている。第二節ではイギリスにおける映画政策を概観する。ここで述べる映画政策はアニメーション映画のみを対象としたものではなく一般商業映画から教育映画、実験映画、ドキュメンタリー映画まで多岐にわたる映画を対象としたものである。こうした映画全般を対象とした政策支援を射程に含めることで、アニメーション映画というジャンルが映画政策の網の中でいかに位置づけられたかを論じることが可能になる。第三節では、イギリスにおけるアニメーション映画の歴史記述を概観する。特に先行研究の議論においてイギリスアニメーション映画の「全盛期」がいかに設定され、いかにしてその盛衰が論じられてきたかに着目する。これによって、イギリスのアニメーション映画を取り巻くイギリス国内の言説においていかにアニメーション映画の歴史が語られてきたかを批判的に検討すると同時に、逆にいかなるアニメーション作家や表現がこうした主流の歴史叙述から抜け落ちているのかを論じる。第四節では、イギリス映画政策とアニメーション産業の関係史について論じる。結論を先取りすると、イギリスアニメーション映画の歴史において「全盛期」とされた時代には政府による支援が常に大きな役割を果たしており、逆に映画政策が有効に機能し得なかった、もしくはアニメーションというジャンルに対応し得なかった時代はイギリスアニメーション映画の斜陽・退潮期と一致していることを示す。加えて、本節では、こうした政策の成功事例とは別に、イギリス映画政策がアニメーション作家や産業に対して間接的な支援を及ぼした政策事

例を複数取り上げ、今後の研究課題として提示する。最後に結論部に当たる第五節においてこれまで見てきたアニメーション映画に対する映画政策の効果と限界について要約する。

2. イギリスにおける映画政策の歴史

アニメーション映画を含む多様な映画に対するイギリス政府の公的支援は多岐にわたっており、以下ではその主要な事例について時系列順に概略する。これによって、アニメーション映画支援という範疇の中にも、製作・配給・上映に関わる多様な政策支援・政策介入のバリエーションがあることを明示する。

映画関連の技術自体は以前から存在していたものの、イギリス映画産業は全国的な興行活動を開始し重要な文化活動及び産業として認知されるようになったのは 20 世紀に入ってからのことであった。映画に対する公的機関を巻き込んだ最初の介入は、イギリス映画検閲機構(British Board of Film Censors)であった。同機構は映画産業が全国的に画一的な検閲を自主的に導入するために設立したものであり、機構に任命された匿名の検閲官および首長が映画製作者の費用負担の元に検閲を行い、問題となる表現の修正提案を行った上で、一般公開可能もしくは成人のみ鑑賞可能とする評価を下した。こうした検閲制度の背景として地方自治体による個別の検閲制度の存在を指摘する必要がある。政府は国内で頻発していた劇場の火災を問題視し、1909 年映画法を制定し、各地方自治体に対して劇場の規制と上映許可・不認可の権限を与えた。当初は純粋に劇場の安全性の観点に基づいて劇場規制を行うことが企図されていた同法は、直ちに映画の内容規制に転用され、各地方自治体が独自の判断で映画の表現及び道徳的適切さに踏み込んだ検閲を行っていた。その結果、全国的に作品の配給と上映を目指していた映画興行主にとっては上映可能性について予測が立ちにくい状況が生じていた。こうした問題を回避するため、映画産業主導で統一された検閲を行う映画検閲機構の設立は有益であると理解されたのである。その後、映画検閲機構は政府機関の代表者を運営機関に登用し、内務省および教育省との綿密な打ち合わせを行うことで公的機関としての性格を強め、今日においても全英映画等級審査機構 (British Board of Film Classification)として活動を継続している。BBFC の歴史的な重要性としては、イギリス映画政策の最初の事例が振興政策ではなく規制政策として始まったこと、さらに 20 世紀初頭の時点では映画はむしろ規制されるべき表現として文化的な正統性を確立できていなかった点にある。こうした状況下で初期のアニメーションは限られた資源と活動媒体のなかで表現を模索していくことになる。

イギリスにおける最初の映画振興政策は 1927 年映画法に始まる自国映画の割り当て (クォータ) 制度 である。この映画法はイギリス国内においてアメリカ資本の映画や海外産映画の上映が主流となり、イギリス国内の映画産業が十分に育っていないことを懸念した商務院(Board of Trade、日本における経済産業省に相当)と映画産業団体の働きかけによって制定されたものである。映画法は、国内の劇場に対して政府が定義するイギリス映画の条件を満たすものを一定

割合上映することを義務付けた。映画法の課すクォータはいわゆるイギリス映画の数量増加に貢献し、国内の映画関連資本を増大させた。イギリスのアニメーション映画もこうしたクォータ制度の恩恵を浴することは十分期待されたが、結論を先取りするならばアニメーションはこの支援の中から漏れ落ち、結果としてアニメーションへの政府支援は別の機会を待つ必要があった。この理由及び映画法の限界については第四節において後述する。

1927年映画法とクォータ制度が主流の商業映画に対する支援を行う傍ら、別の切り口から異なるジャンルの映画を支援する多彩な取り組みが1930年代から開始された。その一つが、英国映画協会(British Film Institute)である。同協会はイギリス映画の教育的・文化的価値に着目し、国民文化および教育手段としての映画を振興するために政府の出資によって設立された。映画協会はこうした映画発展に向けて、自ら映画を製作するのではなく、映画の活用のためのインフラや情報を提供することを使命としていた。これは映画産業が公的機関による競合を嫌い、強力な反対運動を展開したことの結果であるが、同時に政府の役割を最小にとどめ、民間企業や市場の活動を通じて理想状態を実現しようとする当時の自由主義的政策を反映したものである。英国映画協会とアニメーション映画の関連性については、戦後1940年代の混乱期中で英国映画協会が例外的に実施した実験映画製作支援(experimental film production fund)がアニメーションに及ぼした影響が言及されてきた。

1930年代から1940年代にかけての映画支援の第二の取り組みとして、郵政局映画支援ユニット(GPO Film Unit)の活動を挙げることができる。イギリスにおいて他国と比較して特に発展した映画ジャンルとしてドキュメンタリー映画を挙げることができ、その代表者・先駆者でもあったジョン・グリアソンが主導したのがこの政府主導のドキュメンタリー映画政策であった。後述するように、イギリスのアニメーション映画の第一の黄金期とされるのが、郵政局映画ユニットの支援に基づく戦間期1930年代の実験表現の模索であり、映画政策がアニメーション文化の発展に直接的に寄与した好例といえる。一方で、こうしたモダニズム表現を開拓した優れたドキュメンタリー映画は商業向けの一般娯楽映画に比べると規模が限られており、その中でアニメーションを盛り込んだものはさらに少数派であったことは指摘しておく必要がある。第三節で確認するように戦間期のこの時期には既にハリウッドを中心としたアメリカ映画によるイギリス映画興行の支配的地位は一層強固なものとなっており、アニメーションにおいてもアメリカのものが英国で最も人気を博していた。

1910年代から1930年代にかけてのこれらの映画政策に通底する政策理念として、アメリカ合衆国の映画文化に対する対抗意識は中心かつ極めて重要な役割を果たした。映画検閲においても非道徳的な表現は多くの場合アメリカの墮落した文化に起因すると断じられ、1927年映画法と映画クォータについても自国の映画を一定割合上映する義務付けによってそれ以前に支配的な立場にあったアメリカ映画に対抗することが最優先の政策目標であった。英国映画協会や郵政局映画支援ユニットについても、教育的・文化的価値のある映画の普及を支援することで

イギリス帝国の生活様式と望ましい文化表象をアメリカに対して喧伝し、自らの文化的優位性を誇示することが目的の一つであった。

戦後イギリスにおいても映画は依然重要なメディア文化であり、特に 1950 年代には戦後の映画文化を形成する多様な政策が実施された。特に、イーディー税(Eady Levy)はのちの映画支援に決定的な役割を果たした。これは国内で上映される映画の興行収益に対して一定の課税を行い、そこから得られた収益は国立映画公社などの団体を通じてイギリス映画の製作に対して投資された。加えて、イーディー税の収益の一部は児童映画基金の支援にも用いられ、これがイギリスのアニメーション文化の発展において特に重要な役割を果たした。児童映画基金(Children's Film Foundation)は、1951 年に設立された公共法人であり、その名の通り児童向けの映画の製作支援を行い、国内での新たな映画表現の開拓に貢献してきた。同基金の支援を受けた児童向け映画は、1953 年にヴェネツィア国際児童映画祭で最優秀賞を受賞するなど、興行的にも批評的にも高い成果を上げた。こうした成果に加えて重要なのは、児童向け映画基金が行なった観客調査事業である。戦前までの児童向け映画については「子供たちはこのような映画を鑑賞するべきである」という規範論に基づいて映画製作を行ってきた。これに対して児童向け映画基金は、現場の教師や劇場の興行主の協力を得ながら、実際に児童が映画に対してどのような反応を示し、どのようなジャンルや表現がどのような年齢層・性別の子供たちに喜ばれるのか、というマーケティング的な問題意識を取り入れた調査事業を行なった。具体的には、児童への聞き取り調査や、暗視技術による上映中の観客の反応の録画、アンケート調査の洗練などの新たな手法を取り入れた児童調査を推し進めてきた。

このように、戦後イギリスの映画政策は福祉国家化による政府支出の拡大とも合致する形で、映画への支援枠組みを拡大していった。しかしながら、これらの映画政策は 1980 年代のサッチャー政権による新自由主義的な政策によって大幅に縮小され、イーディー税や児童向け映画基金などは同政権によって一時的に撤廃されることになった。それでは、アニメーション映画も同様に 1980 年代に斜陽期を迎えたかというところではない。むしろ、同時期に設置された BBC Channel4 を舞台として、テレビ放送用のアニメーション映画の製作はむしろ活況を迎え、この時期はイギリスアニメーション映画の第二の黄金期と評されるまでになった。新自由主義政権におけるアニメーション映画と BBC Channel4 のもたらした貢献については第三節のアニメーション史の中で後述する。

3. イギリスアニメーション映画史概説

本節では、イギリスにおけるアニメーション映画の歴史を概観する。特に、先行研究および公文書の中でイギリスアニメーションの歴史がいかに評価され、その盛衰をいかに評されてきたかに着目する。そもそもの前提として、イギリス映画史のなかでアニメーションに与えられた評価や関心は不当に小さいものであった。イギリスにおけるアニメーション映画が埋没しがち

な存在であったことを示す証拠として、主要全国紙における言及を挙げることができる。イギリスを代表する全国紙である *The Times* と *The Guardian* においてイギリス・アニメーション (British Animation) という単語が初めて取り上げられたのは 1979 年と 1980 年になってのことである。しかも、それら初出の記事はアニメーション作品そのものの批評や言及ではなく、イギリス映画の産業団体である The Association of Specialized Film Producers がイギリスアニメーション部門を創設したことに関する報道であった。ここからもイギリスアニメーションについて歴史的にも社会的な関心が必ずしも高くなかったことが見て取れる。

こうした世間的な関心と同様、学術研究においてもイギリスアニメーションに対する言及は近年まで限定的であった。これはイギリスの映画を網羅的に論じた研究書の決定版とも言える *British Cinema Book* や *Routledge Companion of British Cinema History* といった大著の中でアニメーションに言及した論考が皆無であることから確認できる。映画研究者がアニメーション映画に向けた関心の低さに対して、アニメーション映画に対する概説を提供してきたのは前節でも取り上げた英国映画協会などの公的機関であった。特に英国映画協会は自身のウェブサイトでもイギリスアニメーション映画を取り上げた特集記事や映像アーカイブの中でアニメーションに特化した目録を作成するなど、自国アニメーション映画の記録と宣伝活動を初期から行ってきた。その意味で、こうしたアニメーション映画の記録自体が映画政策の成果といえることができる。資料 1 は英国映画協会が現在イギリスアニメーションの宣伝のために一般無料公開しているイギリスアニメーションの一覧である。

資料 1 : 英国映画協会のオンライン公開カタログ

- Tropical Breezes (1930)
- David Low Animation (1936)
- Music Man (1938)
- The Mail Goes Through (1947)
- Boogie Rag Roll: Thunderclap Jones (1955)
- Midsummer Nightmare (1957)
- The Christmas Visitor (1958)
- I Wanna Mink (1959)
- Polygamous Polonius (1960)
- Mildred (1960)
- Plain Man's Guide to Advertising
- Bunty the Bouncing Bassoon (1963)
- Dodo in Christmas Adventure (1965)
- Little Tom Thumb (1967)
- The Professor (1967)
- Tow off the Cuff (1968)
- To Our Children's Children's Children (1969)
- Topology (1969)
- A Short Tall Story (1970)
- Pear-shaped Hill (1970)
- Henry 7til 5 (1970)

- Animation Has Changed (1971)
- Vote for Froglet (1974)
- Lautrec (1974)
- Custard (1974)
- The Family Holiday (1975)
- Superted (1975)
- The Mathematician (1976)
- Max Beeza and the City in the Sky (1977)
- Dear Margery Boobs (1977)
- Ersatz (1978)
- Dream Doll (1979)
- Players (1982)
- The Aeronauts (1984)
- Children of Wax (1988)
- Next (1989)
- Honestly It's the Story of My Life (1990)
- The United Kingdom (1994)
- Johann Sebastian Bach In Euro Deutschland (1995)
- The Dirt Inside (1998)
- Dreamlands (2012)

こうした英国映画協会の活動を受けて、近年特に 2010 年代以降には従来着目されてこなかったイギリスアニメーションの歴史を掘り起こす画期的な試みがいくつかみられた。その代表例が Malcolm Cook の Early British Animation: From Page and State to Cinema Screens および Jez Stewart による The Story of British Animation である。前者はこれまで研究が及んでいなかった 20 世紀初頭の映画黎明期におけるイギリスアニメーションに焦点を当て、後者はより包括的なアニメーション映画の通史を提供している。以下では、これらの先行研究においてイギリスアニメーションの歴史がどのように記述されてきたかを検討する。

20 世紀初頭から 1920 年代にかけてのイギリスアニメーションは一般的に「実験の時代」と評される。この時期は今日のアニメーション映画として想起されるような児童向けのジャンルではなく、芸術家による新たな表現様式として映画芸術の中に組み込まれる形でのアニメーション表現が模索された。しかしながら、この時期のアニメーション映画についてはとりわけ第一次世界大戦による焼失の影響によって十分な資料が残っておらず、イギリスアニメーション映画はジャンルおよび市場として十分な成熟が遂げていたことは確認できない。近年では、こうした初期実験アニメを掘り起こす活動が行われており、その一環として、英国映画協会が公開した初期アニメーションカタログが刊行された。資料 2 はこれらの初期アニメーションの目録である。これらの映像作品はロンドン・サウスバンクに位置する英国映画協会の資料館にて鑑賞することが可能である。これらの作品群を一見してわかることとして、どれも 10 分未満の実験的な作品であり、表現形式についても実写映画へのアニメーションの投射など多様な試みがなされている。

資料2：英国映画協会刊行の初期アニメーション(early animation)カタログ

- The Latest News (1904)
- Dreams of Toyland (1908)
- To Demonstrate How Spiders Fly (1909)
- Animated Cotton (1909)
- Animated Putty (1911)
- Wooden Athletes (1912)
- Sea Dreams (1914)
- Sleepless (1914)
- Bully Boy (1914)
- Matches Appeal (1914)
- General French's Contemptible Little Army (1914)
- Fight for Dardanelles (1915)
- John Bull's Sketchbook (1915)
- E13 Avenged (1915)
- Studdy's War Cartoons (1915)
- A Pencil and Alick P.F. Ritchie (1915)
- Dicky Dee's Cartoons No.3 (1915)
- His Birthday Present (1915)
- Joh Bull's Animated Sketchbook No.4 (1915)
- Agitated Adverts (1917)
- Peter's Picture Poems (1917)
- Ever Been Had (1917)
- Oh'phelia A Cartoon Burlesque (1919)
- Othello (1920)

あくまで実験的な表現様式の一つとして捉えられてきたイギリスアニメーションは、第一次世界大戦終戦後、二つの方向性で変化を遂げることになる。一方で、アニメーション映画に対する公的支援が先述した郵政局映画ユニットを通じて提供され、Color Box (1935), Rainbow Dance (1936), Trade Tattoo (1937)など芸術性を洗練させ、モダニズムやリアリズムといった他の芸術ジャンルにおける潮流と結びついた独創的なアニメーション表現が開拓されていった。こうした実験的アニメーション映画の洗練ゆえに 1930-40年代はイギリスアニメーションの第一の黄金期と評される。その一方で、アニメーションは英語で cartoon の語で一般商業映画のジャンルとして普及し始めていた。ただし、洗練された芸術としてのアニメーションとは異なり、一般娯楽としてのアニメーションはハリウッド映画によって重要な地位を占められていたことには注意が必要である。フェリックス・ザ・キャットやミッキー・マウスはこの時期には既にイギリス国内でアニメーションを象徴する文化的なアイコンとして認知されていた。このことを端的に示す事例として、当時イギリス国内で主要な映画上映サーキットを形成したオデオングループは児童向けの映画を毎週土曜日の夕方に上映する特別プログラムを設定し、それを「ミッキーマウスクラブ」と名付けていたことが確認された。

この時期のイギリスの商業アニメーションにおいてアメリカの影響がここまで大きくなった背景として以下の2点を指摘できる。第一に、アニメーション映画に限らず当時のイギリス国

内での映画製作全般に関して、イギリス国内の製作企業は自分たちで十分な資本を用意することができず、映画の供給をアメリカに大きく依存していた。こうした資本落差は第一次世界大戦を通じてより一層顕著なものとなっていた。第二に、より直接的な問題として、この時期の映画界ではトーキー映画が新たに登場し、言語的な差異がより重要なものとなってきた。それによって大陸諸国では自国映画が一層発展していくのだが、英国の場合はむしろハリウッドに対する独自性を打ち出すことがより困難になり、イギリス国内市場におけるアメリカ映画の伸長が一層進むこととなった。このような背景を受けて前節で言及した 1927 年映画法が制定されイギリス独自の映画産業の振興が模索されることとなった。しかしながら、アニメーション映画はこうした支援枠組みの恩恵を受けることができなかった。この理由については次節にて論じる。

第二次世界大戦終了まで、政府支援に基づくアニメーション芸術の模索と商業アニメーションにおけるアメリカ支配という潮流は継続していたが、戦後にはいくつかの重要な転換点を迎える。その一つがテレビ放送の普及である。これによってイギリス国内のアニメーション製作者は新たな販売経路を獲得することができ、結果としてアニメーションを自国内のクリエイターを通じて製作することが可能となった。第二に、より重要な成果として、国営放送内で上映するためのアニメーションの製作を依頼し、公的資金を通じた投資を行った BBC Channel 4 はイギリスのアニメーション映画の発展に大きく寄与した。BBC Channel4 を通じて支援を受けたイギリスアニメーション映画は多岐にわたっており、今日文化的アイコンとして広く認められている The Snowman (1982) やアードマンのアニメーション映画も、BBC Channel4 の支援の産物である。同時に同機関はこれら児童向けのアニメーション映画だけでなく、Feet of Song (1985) など、郵政局ドキュメンタリー映画の系譜を受け継ぐ実験的・抽象的な表現を行なったアニメーション映画に対する支援も行なっていた。こうした BBC Channel4 の支援とテレビ上映を前提とした新たな市場開拓によるアニメーション映画の多様化故に、1980 年代から 1990 年代にかけてはイギリスアニメーション映画の第二の黄金期と評されている。次節ではこうした 1940 年代を第一の黄金期、1990 年代を第二の黄金期とするアニメーションの歴史記述によって、その間に実施された映画政策によるアニメーション支援、特に英国映画協会と児童映画基金の貢献が見落とされている点を論じる。

1990 年代以降、現代に至るまでのイギリスアニメーション映画については、Channel4 によるアニメーション映画への支援が途絶したこともあり、これまでのようなイギリス独自のアニメーション映画を開拓するような動きは生じていない。むしろ、新労働党政権が推し進めたクリエイティブ産業政策はアニメーション映画を含むイギリス映画全般を文化的表象ではなく経済的商品として価値づけ、国際的な共同製作や国外資本の流入を奨励した。その結果として、アードマンなど今日のイギリス映画のシンボルとされる映画は純粋なイギリス映画というより国際資本による共同出資によって製作されており、アニメーターや監督、表現内容についてもイギリスの独自性を模索する動きは限られている。

以上見てきたように、イギリスにおけるアニメーション映画の歴史は、黄金期と衰退期の波として記述されることが多く、いわゆる黄金期の背景には政府支援の影響が極めて大きかったことが見て取れる。加えて、イギリスアニメーション映画の伝統として、商業娯楽と実験芸術の二つの潮流があり、特に前者で支配的な影響力を有していたアメリカ資本・ハリウッド映画からの圧力に対処することは一貫して重要な課題であった。本報告書の最終節では、映画政策とアニメーション映画の歴史を踏まえた上で、アニメーション映画に対する公的支援の成否とその要因について分析を行う。

4. 映画支援政策のイギリスアニメーション映画への影響

これまで見てきたように、イギリスには映画振興のための多様な政策の取り組みがあり、こ BBC Channel 4 や郵政局映画ユニットなどが明確な成功例として国内のアニメーション文化発展に寄与してきた。その一方で、全ての映画振興政策がアニメーション映画に対して有効な支援を提供できたわけではなく、また従来は着目されてこなかったものの後のアニメーション文化発展に寄与した映画振興政策も存在していた。本節ではこうした映画政策とアニメーションの関係について比較検討を行う。

第一に、史上初の映画振興政策にあたる 1927 年映画法とアニメーション映画との関係性について検討しよう。同法は国内映画の一定割合の上映を義務付けたことから国産映画の発展に寄与することが見込まれたものの、アニメーション映画はその恩恵を受けることができなかった。なぜならば、映画法の立案者はイギリス映画の定義として長編映画を条件にしていたのに対して、当時のアニメーション映画は専ら短編映画であったからである。第二次世界大戦前のイギリスでは政府および公的機関による「支援に値する望ましいイギリス映画」の選定を行うことは過剰な政治介入とみなされ、あくまで自由市場を通じた選択が望ましいとされていた。それ故に、イギリス政府は一定割合の国産映画上映を義務付けただけで、実際にどのような映画を支援すべきかの選択は市場に委ねられた。加えて、1927 年映画法の制定者にとってより多くのイギリス映画資本や映画産業が成長することこそが最重要の課題であり、短編映画ではなく長編映画を優先することは理にかなっていた。こうした状況下ではアニメーション映画に対して特段の関心が払われることはなく、結果として 1927 年映画法の枠組みからアニメーション映画はこぼれ落ちることとなった。

こうした問題が生じた背景として、そもそも 1927 年映画法はイギリス国内の映画製作企業に対して資本が投入される状況を生み出すことを目的としており、それ故に短編映画は優先順位が低かった。加えて、政策立案者にとって特定の表現やジャンルを育てようという文化的な目的意識が備わっていなかったために、映画法がドキュメンタリーやアニメーションといったサブジャンルの発展を阻害していると発覚したのちにも方針転換が図られなかったのである。

その一方で、同じ戦間期に施行された映画政策で後のアニメーション映画発展の布石となった重要な取り組みが英国映画協会によって行われていた。具体的には、同協会は児童向け映画の制作に向けた学校教師と映画製作者、政府機関との研究会を立ち上げ、定期的に情報交換をする場所を提供していた。その成果は英国映画協会児童向け映画研究報告書として記録され、関係者に共有された。その中には「児童が観るべきイギリス映画」リストも含まれ、アニメーション映画が三点取り上げられていた。つまり、戦間期の映画政策として、産業振興を目指した 1927 年映画法はアニメーション映画を支援できず、これに対して、教育的・文化的観点からの映画振興を目指していた英国映画協会は児童向けの映画としてアニメーションに着目し、推奨すべき対象として取り上げていたのである。英国映画協会によるアニメーション映画への着目と価値づけの結果として、戦後に同協会が立ち上げた実験映画支援ファンドにおいてアニメーション映画に対する支援が行われることになった。

戦後のイギリスアニメーションに関しては、テレビ放送を通じた販路拡大と BBC Channel4 による支援がアニメーション映画第二の黄金期をもたらしたことは既に確認した。その一方で、こうしたアニメーション映画の発展に陰ながら貢献したのが 1951 年設立の児童映画基金であった。そもそも劇場向けに製作されたアニメーション映画をテレビにおいて同時に放映するためには先行する取り組みから知見を得ることが不可欠であり、更にはそうしたテレビ向けアニメーション放送において主な観客として想定されている児童の好みや反応に対する知識は不可欠であった。児童向け映画基金は、それ自体はアニメーション映画への出資は限られていたものの、こうした後の黄金期のアニメーション製作の布石となる調査や技術開発を進めていた。事実、Channel 4 によるアニメーション映画への出資に際しては、児童向け映画基金のノウハウや児童の映像への反応に対する調査報告書が参照されていた。ここにも、イギリス映画政策とイギリスアニメーションの発展との間の繋がりを見出すことができる。

児童映画基金によるアニメーション支援についてはこれまで焦点が当てられてこなかったが、同基金の前身にあたる Children's Film Department および Children's Entertainment Film の活動記録の中には、実験的なアニメーション映画の支援が行われていたことが見て取れる。1947 年の報告書では CEF がアニメーション映画 *Robbie Finds A Gun* が製作された。この映画は映像が残っていないものの同基金による概要は以下のように説明されている。

この映画はウサギのロビーに関するものである。彼はカタパルトのトラブルに巻き込まれ、いくつかの冒険ののち池に落ちるが、少し悲しく少し賢いウサギとなって終わる (CEF 1947 Annual Report)

この映画自体は児童向けの短編映画らしく、分かりやすい筋立ての勧善懲悪、道徳的なメッセージに満ちたものとなっている。しかし、アニメーション史情重要なのはこの映画単体ではなく、ここから派生した児童映画基金におけるアニメーション映画支援の発展にある。先述の通り、同基金は児童の反応を調査してそこから得られた知見を積極的に取り入れた。この手法は

アニメーション映画にも取り入れられている。翌年 1948 年には初のカラーアニメーションのシリーズ物である Squirrel War と、同じくカラーアニメである WHO ROBBED THE ROBINS が製作された。これらのアニメの特色として児童にとっても目に優しいより優しい色遣いを取り入れ、なおかつ動きを大人向けの通常のアニメーションよりも遅めにしている。こうした知見は児童の反応を見て取り入れられたものである。加えて、同年にシングアニメ（上映中に児童観客が合唱することを企図して製作された映画。1930 年代のマチネ映画プログラムの当時から一般的だったプログラム）として Let's Sing Together が基金の支援のもとに製作された。ただし、この映画に対して上映と観客調査の結果、合唱の場面でも映像に気を取られて歌いそびれる児童の存在が確認され、以後の製作に際しては別の表現が模索されるようになった。

これら一連の流れが示すのは児童映画基金という支援枠組みの中で、一般映画、シリーズ物、歌唱映画といった多様なアニメーションが模索され、それらの試行錯誤において児童映画基金が有していた観客調査の理念と手法が最大限活用されていた点にある。とりわけ、本稿で述べたようにアニメーション産業においてテレビ上映は大きな市場となったことを鑑みても、同基金のもとで初めてのシリーズものカラーアニメ映画が製作されたことの意義は大きいといえよう。児童映画基金の強みである観客としての児童の調査とそれに基づく製作指導は、アニメーション製作にも着実に影響を及ぼしていたことが明らかになった。

ここまで見てきたイギリス映画政策によるアニメーション振興の成否について結論づけるならば、Channel 4 や郵政局映画ユニット、児童向け映画基金といった「映画製作への直接支援・直接出資」の手法を取り入れることは極めて重要な成功条件である。これに対して、市場に選択を委ねる 1927 年映画法のような手法では必ずしもアニメーション映画の振興には寄与しないことが見て取れる。こうした黄金期の原動力となった映画製作への直接投資の取り組みの一方で、国立映画協会および児童向け映画基金が行った、児童向け映画への振興事業・調査事業もまたアニメーション映画が発展していく上で不可欠な素地を用意する取り組みであった。なぜなら、これらの組織の調査や情報発信によってはじめて、アニメーション映画の主な観客層として児童が想定され、なおかつ児童の好みや映画・テレビへの反応に対する知見が蓄積されていったからである。こうした映画政策によって、大人向けの実験的な芸術表現としてのアニメーションから児童向けの興行としてのアニメーションへの転換と社会的な共通認識の変化が促されたのである。なお、本項で言及した児童向け映画基金および英国映画協会の活動内容については、筆者が 2023 年にキングス・カレッジ・ロンドンにて提出予定の博士論文においてより詳細な議論を行なっている。

5. 結論：イギリス映画政策によるイギリスアニメーション支援の実績と限界

イギリス映画政策の歴史は、アメリカ合衆国による文化的・経済的な影響を脱し独自の映画産業を育て上げるための試行錯誤の歴史でもあった。その中で 1927 年映画法はイギリス映画産業

が立ち上がるために重要な転換点と理解されているものの、アニメーション映画については同法が優遇しようとした一般長編映画の範疇に収まらなかったが故にこの支援の目からこぼれ落ちてきた。むしろ、アニメーション映画という特異なジャンルの支援に重要な役割を果たしたのは、郵政局映画ユニットや児童映画基金など、映画の教育的・文化的側面を重視し、公的機関の強いイニシアティブのもとに製作を直接支援した取り組みであった。1980年代以降に BBC Channel 4 によるアニメーション映画支援は、今日まで残るイギリスアニメーションのポップアイコン（アードマン映画やスノーマンなど）を生み出すと同時に、先行する実験的アニメーション映画支援の伝統も維持したが、BBC Channel4 もまたサッチャー政権が主導した市場中心・経済還元主義的な政治に逆行する、映画の文化的重要性に焦点を当てた政策である。同様に、英国映画協会もまた文化的・教育的な観点からイギリス映画を振興してきた組織であり、同協会によるアーカイブ・保全事業や映画一般公開、さらには児童映画普及活動を通じて主要なイギリスアニメーションの保全がなされてきた。

これらのイギリス映画政策の成功・失敗事例を鑑みると、今日のアニメーション映画とそれに対する政策支援の課題も導き出すことができる。今日の映画政策において主流となっているのは、映画をクリエイティブ産業、すなわち経済成長の原動力として捉える政策枠組みである。こうした中でイギリスアニメーションに対する支援は限定的で、むしろ英米の合同製作を促進することで国産アニメーションや自国のアニメーターに対する発表の場を奪いつつある。歴史の教訓を踏まえ、自国向けアニメーションの振興を目指すのであれば、アニメーションの経済的な重要性ではなく、教育的・文化的価値に力点を置いた政策への転換が望ましいと考えられる。

<参考文献>

- Agajanian, R. (1998). “Just for kids?”: Saturday morning cinema and Britain’s children’s film foundation in the 1960s. *Historical Journal of Film, Radio and Television*, 18(3), 395–409.
- Barr, C. (1993). *Ealing Studios*. London: Studio Vista.
- Brett, L. (2017). The BBFC and the Apparatus of censorship. In I. Q. Hunter, L. Porter, & J. Smith (Eds.), *The Routledge Companion to British Cinema History*. London: Routledge.
- Burrows, J. (2003). *Legitimate Cinema: Theatre Stars in British Cinema, 1908-1918*. Exeter: Exeter University Press.
- Burton, A. (2005). *The British Consumer Co-Operative Movement and Film: 1890s - 1960s*. Manchester: Manchester University Press.
- Butler, I. (1971). “To encourage the art of the film” *The Story of the British Film Institute*. London: Hale.
- Caterer, J. (2007). *National Lottery, National Cinema: The Arts Councils and the UK Film Industry, 1995-2000*. Thesis (PhD). University of East Anglia.
- Caterer, J. (2011). Reinventing the British film industry: The Group Production Plan and the National Lottery Franchise Scheme. *International Journal of Cultural Policy*, 17(1), 94–105.
- Cateridge, J. (2017). From Film Four to the Film Council: film policy, subsidy and sponsorship, and the relationship between cinema and TV, 1980-2010. In I. Q. Hunter, L. Porter, & J. Smith (Eds.), *The Routledge Companion to British Cinema History*. London: Routledge.
- Dickinson, M. (1983). The State and the Consolidation of Monopoly. In J. Curran & V. Porter (Eds.), *British Cinema History*. London: Weidenfield & Nicolson.
- Dickinson, M., & Street, S. (1985). *Cinema and State: The Film Industry and the British Government 1927-84*. London: BFI Publishing.
- Dickinson, M., & Harvey, S. (2005a). Public policy and public funding for film: Some recent developments in the UK. *Screen*, 46(1), 87–94.
- Dickinson, M., & Harvey, S. (2005b). Film policy in the United Kingdom: New labour at the movies. *Political Quarterly*, 76(3), 420–429.
- Doyle, G. (2014). Film support and the challenge of “sustainability”: On wing design, wax and feathers, and bolts from the blue. *Journal of British Cinema and Television*, 11(2–3), 129–151.
- Doyle, G., Schlesinger, P., Boyle, R., & Kelly, L. W. (2015). *The Rise and Fall of the UK Film Council*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Drazin, C. (2017). Make-believe and realism in British film production: from the coming of sound to the abolition of the National Film Finance Corporation. In I. Q. Hunter, L. Porter, & J. Smith (Eds.), *The Routledge Companion to British Cinema History*. London: Routledge.
- Dupin, C. (2006). The postwar transformation of the British Film Institute and its impact on the development of a national film culture in Britain. *Screen*, 47(4), 443–451.
- Eyles, A. (2005). *Odeon Cinemas: From J Arthur Rank to the Multiplex*. London: BFI Publishing.
- Fenwick, J. (2017). The Eady Levy, “the envy of the most other European nations”: runaway productions and the British Film Fund in the early 1960s. In I. Q. Hunter, L. Porter, & J. Smith (Eds.), *The Routledge Companion to British Cinema History*. London: Routledge.
- Geraghty, C. (2000). *British Cinema in the Fifties: Gender, Genre and the “New Look.”* Communication and Society. London: Routledge.
- Glancy, H. M. (2000). Hollywood and Britain: MGM and the British “Quota” Legislation. In J. Richards (Ed.), *The Unknown 1930s: An alternative history of the British cinema, 1929-39*. London: I. B. Tauris.
- Gledhill, C. (2003). *Reframing British Cinema 1918-1928*. London: British Film Institute.
- Gray, C. (2000). *The Politics of the Art in Britain*. London: Palgrave Macmillan.
- Gruner, O. (2012). “Good business, good policy, good patriotism”: The British film weeks of 1924. *Historical Journal of Film, Radio and Television*, 32(1), 41–56.

- Hall, P. A. (2016). Politics as a Process Structured in Space and Time. In O. Fioretos, T. G. Falletti, & A. Sheingate (Eds.), *The Oxford Handbook of Historical Institutionalism*. Oxford: Oxford University Press.
- Harper, S., & Porter, V. (2003). *British Cinema of the 1950s: The Decline of Deference*. New York: Oxford University Press.
- Hartog, S. (1983). State Protection of a Beleaguered Industry. In J. Curran & V. Porter (Eds.), *British Cinema History*. London: Weidenfield & Nicolson.
- Hewison, R. (1995). *Culture and Consensus: England, Art and Politics since 1940*. London: Methuen.
- Hill, J. (1993). Government Policy and the British Film Industry 1979-90. *European Journal of Communication*, 8, 203–224.
- Hill, J. (1996). BRITISH FILM POLICY. In A. Moran (Ed.), *Film Policy: International, National and Regional Perspectives*. London: Routledge.
- Hill, J. (2004). UK film policy, cultural capital and social exclusion. *Cultural Trends*, 13(2), 29–39.
- Hill, J. (2012). ‘This is for the Batmans as Well as the Vera Drakes’: Economics, Culture and UK Government Film Production Policy in the 2000s. *Journal of British Cinema and Television*, 9(3), 333-356.
- Hill, J. (2016). Living with Hollywood: British film policy and the definition of ‘nationality.’ *International Journal of Cultural Policy*, 22(5), 706–723.
- Hill, J., & Kawashima, N. (2016). Introduction: film policy in a globalised cultural economy. *International Journal of Cultural Policy*, 22(5), 667–672.
- Hummings, N. M. (1967). *Film Censors and the Law*. London: George Allen & Unwin.
- Hunter, I. Q., Porter, L., & Smith, J. T. (Eds.). (2017). *The Routledge Companion to British Cinema History*. London: Routledge.
- Kelly, L. W. (2016). Professionalising the British film industry: the UK Film Council and public support for film production. *International Journal of Cultural Policy*, 22(4), 648–663.
- Kuhn, A. (1988). *Cinema, Censorship and Sexuality 1909-1925*. London: Routledge.
- Low, R. (1950). *The History of British Film 1918-1929*. London: Allen & Unwin.
- Low, R. (1979 a). *The History of British Film 1929-1939: Films of Comment and Persuasion of the 1930s*. London: Allen & Unwin.
- Low, R. (1979 b). *The History of British Film 1929-1939: Documentary and Educational films of the 1930s*. London: Allen & Unwin.
- Low, R. (1985). *The History of British Film: Film Making in 1930s*. London: Allen & Unwin.
- Mathews, T. D. (1994). *Censored: What They Didn’t Allow You to See, and Why --- The Story of Film Censorship in Britain*. London: Chatto & Windus/Random House.
- Magor, M., & Schlesinger, P. (2009). “For this relief much thanks.” Taxation, film policy and the UK Government. *Screen*, 50(3), 299–317.
- McIntyre, S. (1996). Art and Industry: Regional film and video policy in the UK. In A. Moran (Ed.), *Film Policy: International, National and Regional Perspectives*. London: Routledge.
- Miller, T. (2015). The Film Industry and the Government: “Endless Mr Beans and Mr Bonds”? In R. Murphy (Ed.), *British Cinema of the 90s*. London: BFI Publishing.
- Mingant, N. and Tirtaine, C. (Eds.). (2018). *Reconceptualising Film Policies*. New York: Routledge.
- Minihan, J. (1977). *The Nationalization of Culture: The Development of State Subsidies to the Arts in Great Britain*. London: Hamilton.
- Moran, A. (1996). TERMS FOR A READER: Film, Hollywood, national cinema, cultural identity and film policy. In A. Moran (Ed.), *Film Policy: International, National and Regional Perspectives*. London: Routledge.
- Murphy, R. (Ed.). (2009). *The British Cinema Book*. London: BFI Publishing.

- Napper, L. (2009). *British Cinema and Middlebrow Culture in the Interwar Years*. Exeter: University of Exeter Press.
- Newsinger, J. (2012a). British film policy in an age of austerity. *Journal of British Cinema and Television*, 9(1), 133–144.
- Newsinger, J. (2012b). The politics of regional audio-visual policy in England: Or, how we learnt to stop worrying and get “creative.” *International Journal of Cultural Policy*, 18(1), 111–125.
- Nowell-Smith, G., & Dupin, C. (Eds.). (2012). *The British Film Institute: The Government and Film Culture, 1933-2000*. Manchester: Manchester University Press.
- Paterson, R. (2017). The British Film Institute: between culture and industry. In I. Q. Hunter, L. Porter, & J. Smith (Eds.), *The Routledge Companion to British Cinema History*. London: Routledge.
- Porter, V. (2001). All change at Elstree: Warner Bros., ABPC and British film policy, 1945-1961. *Historical Journal of Film, Radio and Television*, 21(1), 5-35.
- Pratten, S., & Deakin, S. (2000). Competitiveness policy and economic organization: the case of the British film industry. *Screen*, 41(2), 217–237.
- Roberts, A. (2017). The Children’s Film Foundation. In I. Q. Hunter, L. Porter, & J. Smit (Eds.), *The Routledge Companion to British Cinema History*. London: Routledge.
- Robertson, J. C. (1989). *The Hidden Cinema: British Film Censorship in Action, 1913-1972*. London: Michael Joseph.
- Sexton, J. (2002). The Film Society and the Creation of an Alternative Film Culture in Britain in the 1920s. In A. Higson (Ed.), *Young and Innocent?: The Cinema in Britain 1896-1930*. Exeter: University of Exeter Press.
- Shail, R. (2016). *The Children’s Film Foundation: History and Legacy*. London: BFI Publishing.
- Síthigh, D. (2014). Principles for a second century of film legislation. *Legal Studies*, 34(4), 609–630.
- Smith, S. (2005). *Children, Cinema and Censorship: From Dracula to Dead End*. London: I. B. Tauris.
- Southern, A. (2016). *The Ministry of Education Film Experiment: From Post-War Visual Education to 21st Century Literacy*. London: Palgrave MacMillan.
- Steele, D. (2015). Rethinking the focus of UK film support: Is subsidising US studios a safe strategy for UK film production in the coming decade? *Cultural Trends*, 24(1), 74–79.
- Stubbs, J. (2009). The Eady Levy: A Runaway Bribe? Hollywood Production and British Subsidy in the Early 1960s. *Journal of British Cinema and Television*, 6(1), 1–20.
- Turvey, G. (2002). Towards a Critical Practice: Ivor Montague and British Film Culture in the 1920s. In A. Higson (Ed.), *Young and Innocent?: The Cinema in Britain 1896-1930*. Exeter: University of Exeter Press.
- Upchurch, A. R. (2011). Keynes’s legacy: An intellectual’s influence reflected in arts policy. *International Journal of Cultural Policy*, 17(1), 69–80.
- Upchurch, A. R. (2013). “Missing” from policy history: The Dartington Hall Arts Enquiry, 1941-1947. *International Journal of Cultural Policy*, 19(5), 610–622.
- Upchurch, A. R. (2016). *The Origins of the Arts Council Movement: Philanthropy and Policy*. London: Palgrave Macmillan.
- Wasson, H. (2002). Writing the Cinema into Daily Life: Iris Barry and the Emergence of British Film Criticism in the 1920s. In A. Higson (Ed.), *Young and Innocent?: The Cinema in Britain 1896-1930*. Exeter: University of Exeter Press.

公益財団法人徳間記念アニメーション文化財団年報 2021-2022 別冊
(令和3年度 第21号 別冊)

令和4年7月発行

編集・発行：公益財団法人徳間記念アニメーション文化財団
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀1-1-83
電話 0422-40-2211

印 刷：望洋印刷株式会社

